

# 倫理規程

## 第1章 前文

公益社団法人信濃教育会（以下、「本会」という。）は、その設立の趣意に基づき、会員相互に協力して教育精神を高揚し、長野県における教育の刷新とその充実を図り、日本文化の親展と世界平和に貢献するために、一貫した事業活動を行ってきた。

本会は、厳正な倫理に則り、公正かつ適正な事業活動を行うための自主ルールとして、以下の倫理規程を制定し、それを遵守するものとした。本会のすべての役職員は、その社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的行動と意思決定に活かされるよう不断の努力と自己規律に努めなければならない。

## 第2章 本文

### （組織の使命及び社会的責任）

第1条 本会は、その設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当たらなければならない。

### （社会的信用の維持）

第2条 本会は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

### （法令等の遵守）

第3条 本会は、関連法令及び本会の定款、倫理規程その他の規程・内規を厳格に遵守し、社会的規範に悖ることなく、適正に事業を運営しなければならない。

### （私的利益の禁止）

第4条 本会の役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

### （利益相反の防止及び開示）

第5条 本会の役職員は、その職務の執行に際し、本会との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示、常勤役員との協議により是正を図るため必要な手続きを行うこととし、役職員はその決定に従わなければならない。

### （特別の利益を与える行為の禁止）

第6条 本会の役職員は、その職務の執行に際し、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行うものに対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

(情報開示及び説明責任)

第7条 本会は、その事業活動に関する透明性を図るため、定款、収支予算、議事録等、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、会員をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第8条 本会は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研 鑽)

第9条 本会の役職員は、公益事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(規程遵守の確保)

第10条 本会は、必要のあるときは、理事会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規程は令和6年8月22日から施行する。